

**武雄市有地 条件付売却
買受希望者
募集案内書**

**募集期間 平成 26 年 12 月 1 日（月）
～平成 27 年 1 月 13 日（火）**

目 次

募集要項	1～4
参加申込書【様式 1】	5
誓約書【様式 2】	6
委任状【様式 3】	7
役員一覧【様式 4】	8
土地売買契約書(案)	9～11
物件調書	12、13
土地購入予定者選定基準	14、15

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

武雄市 政策部 財政課 管財係

電話番号 0954-23-9320

武雄市有地

条件を付して売却する土地の買受希望者の募集要項

1 趣旨

対象物件は、第1種住居地域内の一定規模を有する古くから武雄温泉を中心に栄えた地域で、旧長崎街道沿いに位置しており、景観や周辺住環境に配慮した活用が求められます。

今回、土地利用条件等を設けたうえで土地買受希望者を募集し、本市が設置する選定委員会において、計画内容など総合的に評価を行い点数化した結果、最高点となった者を土地購入予定者と選定し、当該土地を売却します。

2 対象物件 ※4筆一括の売却となります。

所 在	地目	面積
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 1	宅地	4 7 7.9 7 m ²
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 4	雑種地	1 6 8 6 m ²
武雄市武雄町大字武雄字北ノ浦 7143 番 1	雑種地	7 0 1 m ²
武雄市武雄町大字武雄字北ノ浦 7143 番 3	雑種地	5 4 5 m ²
	計	3,409.97 m ²

3 売却価格 50,467,000円

4 参加申込資格

以下の内容を全て満たしていること。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本店を有する法人であること。
- (2) 本募集要項、土地売買契約書(案)の各条項及び対象物件の法令上の規制をすべて承知している個人又は法人とする。
- (3) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識や技術的能力等の実績を有し、指定期日までに売買代金の支払いができること。
- (4) 土地利用に関する事業を指定期日までに実施できること。
- (5) 次の各事項に該当する者は、申し込みすることはできません
 - ① 当該申し込みに係る契約を締結する能力を有しない者、破産、民事再生、会社更生その他それらに準ずる申立てを受けたもの又は申請した者
 - ② 過去2年間に、契約に関し悪質な行為をした者
 - ③ 市税を滞納している者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者
 - (ア) 当該物件を暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者

- (イ) 個人又は法人の役員等が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- (ウ) 次のいずれかに該当する者
 - (a) 個人又は法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (b) 自己、自社又は第三者の不正の利益を得る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (c) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (d) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (e) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (エ) 前記（ア）から（ウ）の者の依頼を受けて申込をしようとする者

5 土地利用条件等

以下の内容を全て満たしていること。

- (1) 戸建住宅など定住促進につながる用途であること。
- (2) 景観など周辺住環境に配慮した用途であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供さないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用途に供さないこと。
- (5) 建築基準法等関係法令が遵守されていること。
- (6) 物件が所有権移転登記された日から起算して3年以内に、申込時に提案した土地利用計画書に記載された用途に供し、その後5年間は当該地を土地利用計画書等の内容と別の用途に供さないこと。また、その間において、当該地の所有権を第三者に移転又は貸付を行なう場合には、土地利用計画書に記載された用途を継承させること。

6 参加申込

(1) 参加申込の受付

- ① 受付日時 平成26年12月1日（月）～平成27年1月13日（火）
午前9時～午後5時まで
※閉庁日（12/28～1/3、土、日、祝日）を除く。
- ② 申込先 武雄市武雄町大字昭和1番地1 武雄市役所財政課（郵送不可）
※直接窓口へご提出ください。なお、申込受付時に内容を確認することがありますので、内容を説明できる方が申込みにきてください。

7 参加申込みに必要な書類等

- (1) 参加申込書【様式1】 1部
個人実印又は代表者印で押印してください。
- (2) 誓約書【様式2】 1部
- (3) 法人は役員一覧【様式4】 1部
- (4) 個人は住民票、法人は法人登記現在事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1通
- (5) 法人は会社等の定款 1通
- (6) 法人は会社等の概要がわかるもの（パンフレット等） 1部
- (7) 法人は決算報告書（最新のもの） 1部
- (8) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
市税：市税に未納がない証明 ※居住地又は本店所在地のもの 1通
- (9) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの） 1通
- (10) 土地利用計画書（※任意様式）（9部）
 - ・特別に様式はありませんが、A版で文章は横書きとしてください。
 - ・本案内書14・15ページに記載する土地購入予定者選考基準の『審査項目内容』に示す項目は、内容を審査するために必要ですので必ず明記してください。
 - ・建築、工作物の配置図、イメージスケッチを添付してください。
※同一の者が複数の土地利用計画書を提出することはできません。

8 土地購入予定者の選定方法

土地購入予定者の選定にあたっては、参加申込をした者の中から提出された土地利用計画等が本市の条件に適合し、かつ適正に事業が遂行できる者を、提出された書類等により本市が設置した選定委員会で評価を行います。その結果、評価点数が60点以上を得た者の内、最高得点を得た者を土地購入予定者に選定します。

なお、最も高い総合評価点の者が2人以上ある時は、くじ引きにより選定します。

本市は、選定した土地購入予定者と土地売買契約を締結しますが、なんらかの理由により契約に至らなかった場合には、次点の者と契約します。

具体的な選定の方法、審査項目は「土地購入予定者選定基準」に示します。

選定委員会は非公開とし、選定結果に係る質問及び異議については受け付けません。

9 募集手続き等（予定）

募集等の手順及びスケジュールは、次のとおり予定しています。

《 日 程 》	《 内 容 》
平成26年12月1日（月）～1月13日（火）	参加申込の受付 ※閉庁日（12/28～1/3、土、日、祝日）を除く。
平成27年 1月下旬	選定委員会による内容の審査
2月中旬頃	土地購入予定者の決定・通知

10 提出書類等に関するヒアリング等

選定委員会において必要と認めた場合には、申込者に対し、提出書類等に関するヒアリングを実施することがあります。ヒアリングを実施する場合の開催日時及び場所等の詳細については、応募者に通知します。

11 土地購入予定者の決定

結果については、平成27年2月中旬を目途に書面により参加申込者に通知します。

12 特記事項

(1) 土地の引渡し

- ・本物件の引渡しは平成27年4月1日とします。
- ・本物件は現状有姿のままの引渡しとなりますので、物件情報（本案内書12・13ページ）及び現地を必ず事前にご確認ください。
- ・購入者は、当該土地の売買契約締結後、物件に隠れた瑕疵（かし）があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(2) 所有権移転登記

- ・本物件の売買代金の全額納入確認及び物件引渡し完了後に本市が所有権移転登記を所轄法務局に囑託します。

※売買契約に必要な収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税等は、購入者の負担となります。

(3) 違約金

- ・土地の引き渡し後、本要項の「5 土地利用条件等」に違反したときは、買受者は本市に対し売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として支払うこととします。

(4) 結果等の公表

- ・購入者、購入金額及び購入者が提案した土地利用計画の概要等については、本市のフェイスブックページ等で公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 応募に伴う費用負担

- ・本件への参加、書類の提出及びヒアリング等への参加に係る費用については、すべて申込者の負担とします。

(6) 著作権等に関する取扱い

- ・本件に関する土地利用計画書等の著作権は申込者に帰属します。
- ・提出された書類等は土地購入予定者の選定に用い、結果を公表する場合においても購入予定者が提出した書類を用いる場合があります。
- ・原則として提出された書類は返却しないものとし、購入予定者以外から提出された書類は本市が廃棄いたします。返却を希望される場合は提出時に申し出ください。

13 問合せ先

〒843-8639

佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1

武雄市役所 財政課 担当 石丸

電話 0954-23-9320

FAX 0954-23-3816

メールアドレス : zaisei@city.takeo.lg.jp

※申請に関する具体的事項については、12月25日（木）までに文面でお問合せください。

【様式1】

参加申込書

平成 年 月 日

武雄市長 様

参加申込者 住 所
商号又は名称
個人氏名又は代表者の役職・氏名 実印
代理人 住 所
氏 名 印
(連絡先電話番号：)

※代理人がいる場合は、委任状【様式3】が必要となります。

下記の貴市有地の土地購入予定者募集に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと並びに参加資格に規定する資格を有することを誓約いたします。

また、建築基準法及び国土利用計画法等関係法令を遵守し、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾いたします。

所 在	地目	面積
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 1 外 3 筆	宅地 雑種地	3, 4 0 9.9 7 m ²

◆添付書類

- ① 誓約書【様式2】 1部
- ② 法人は役員一覧【様式4】 1部
- ③ 住民票又は法人登記事項証明書 1通 (発行後3ヶ月以内のもの)
- ④ 法人は会社等の定款 1通
- ⑤ 法人は会社等の概要がわかるもの (パンフレット等) 1部
- ⑥ 法人は決算報告書 (最新のもの) 1部
- ⑦ 市税に未納がない証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) 1通
- ⑧ 印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) 1通
- ⑨ 土地利用計画書 (※任意様式) 9部
 - ・特別に様式はありませんが、A版で文章は横書きとしてください。
 - ・本案内書 14・15 ページに記載する土地購入予定者選考基準の『審査項目内容』に示す項目は、内容を審査するために必要ですので必ず明記してください。
 - ・建築、工作物の配置図、イメージスケッチを添付してください。

※同一の者が複数の土地利用計画書を提出することはできません。

【様式2】

誓 約 書

私は、下記1から6の事項について誓約します。

また、申込みに際し、募集要項、各関係の法令上の規制等全てを承知のうえ参加いたしますので、後日これらの事柄について武雄市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

なお、参加申込資格又は市所有地購入申込資格の確認のため参加申込者（法人の場合は役員等を含む）について武雄市が警察当局に照会することについて承諾します。

記

- 1 当該申込みに係る契約を締結する能力を有する者で、破産、民事再生、会社更生、その他それらに準ずる申し立てを受けてない又は申請していません。
- 2 過去2年間に、契約に関し悪質な行為をした者ではありません。
- 3 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第6号に規定する暴力団員ではありません。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
- 4 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではありません。
- 5 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - ・ 自社の経営に暴力団員を実質的に関与させている者
 - ・ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 6 前記3から5に該当する者の依頼を受けて申込みしようとする者ではありません。

平成 年 月 日

武雄市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

【様式3】

委 任 状

代理人 住 所
(受任者) 氏 名 印
(連絡先電話番号 :)

私は、上記の者を代理人と定め、下記物件の購入予定者募集の参加に関する一切の権限を委任します。

所 在	地目	面積
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 1 外 3 筆	宅地 雑種地	3, 4 0 9.9 7 m ²

平成 年 月 日

委任者 住 所
商号又は名称
個人氏名又は代表者の役職・氏名 実印
(連絡先電話番号 :)

【様式4】

役員一覧

(法人名)

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平
	()	男・女		明・大 昭・平

土地売買契約書（案）

売出人 武雄市長 （以下「甲」という。） と買受人
（以下「乙」という。） とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（売買土地）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

所 在	地目	面積
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 1	宅地	4 7 7.9 7 m ²
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 4	雑種地	1 6 8 6 m ²
武雄市武雄町大字武雄字北ノ浦 7143 番 1	雑種地	7 0 1 m ²
武雄市武雄町大字武雄字北ノ浦 7143 番 3	雑種地	5 4 5 m ²
	計	3,4 0 9.9 7 m ²

（売買代金）

第2条 売買代金は、5 0,4 6 7,0 0 0円とする。

（売買土地の引渡し）

第3条 甲は、売買土地について、平成27年4月1日に現状のまま乙に引渡しを行うものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、前条に規定する売買土地の引渡しを受ける日の前日までに、甲の指定する方法により売買代金を納入するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として契約額の10%以上の額を甲の指定する方法により納入する。

- 2 前項の契約保証金は、売買代金に充当することができる。
- 3 甲は、乙がその責に帰さない事由により本契約が解除となったとき、若しくは第2条に定める売買代金を完納したときは、契約保証金を還付する。
- 4 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。
- 5 甲が、第15条の規定により契約を解除したときは、この契約保証金は、甲に帰属する。

（所有権の移転）

第6条 売買土地の所有権は、第3条に規定する売買土地の引渡しを受ける日をもって甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転登記の嘱託及びその費用）

第7条 甲は、前条の規定により売買土地の所有権が移転した後速やかに所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

- 2 乙は、前項の所有権移転登記に必要な書類を甲に対し提出するものとし、必要な登録免許税その他の費用を負担するものとする。

（担保責任）

第8条 乙は、この契約締結後、売買土地に面積の不足、隠れた瑕疵等のあることを発見しても甲に対し売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(利用計画の遵守)

第9条 乙は、「条件を付して売却する土地の買受希望者の募集要項」の土地利用条件等及び要項に基づき乙が提出した土地利用計画書（以下「計画書」という。）を遵守するものとする。

- 2 乙は、やむを得ない事情等により計画書の内容変更を行う場合は、書面によりあらかじめ甲の承認を得なければならない。

(指定用途)

第10条 乙は、売買土地を計画書に示した用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

(指定用途に供すべき時期)

第11条 乙は、第7条に定める土地の所有権移転登記後、3年以内に指定用途に供するものとする。ただし、やむを得ない事由が生じた場合において、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

- 2 乙は、売買土地の引渡しから指定用途に供するまでの間、指定用途以外の用途に供する必要が生じた場合は、書面により甲の承認を得なければならない。

(指定用途に供すべき期間)

第12条 乙は、売買土地を指定用途に供した日から5年間（以下「指定期間」という。）引き続き指定用途に供するものとする。

(売買土地の譲渡禁止等)

第13条 乙は、指定期間が満了するまで、売買土地の所有権を第三者に移転し、又は貸し付けてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

- 2 乙が前項ただし書きにより甲の承認を得て売買土地の所有権を第三者に移転、又は貸し付ける場合は、指定期間満了までの残存期間について、第10条に定める指定用途を継承させなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、指定期間が満了する日まで、売買土地について随時に職員をして実地に調査させ、又は必要な報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

(乙の原状回復義務等)

第16条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、次の各号に定めるところによりその原状回復義務を履行しなければならない。

- (1) 売買土地を原状に回復して、甲の指定する期日までに甲に返還すること。ただし、甲が当該売買土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。
 - (2) 契約解除前に売買土地の一部が滅失若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合においては、当該土地を現状において甲の指定する期日までに甲に返還し、かつ、滅失、き損又は転売による当該土地の減損額に相当する金額（契約解除の時価による。）を支払うこと。
 - (3) 売買土地全部の転売等、甲に売買土地を返還することができないと認められるときは、当該土地の契約解除時の時価に相当する金額を支払うこと。
- 2 乙は、前項第1号又は第2号の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出するものとする。

(違約金)

第17条 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除したときは、前条に定める原状回復義務とは別に、乙から売買代金の30%に相当する金額を違約金として徴収することができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は、第15条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金)

第20条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、第17条に定める違約金と相殺することができる。

2 前項に定めるもののほか、乙が、第16条に定める原状回復及び第18条に定める損害賠償金として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部も返還金とを相殺できるものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第23条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

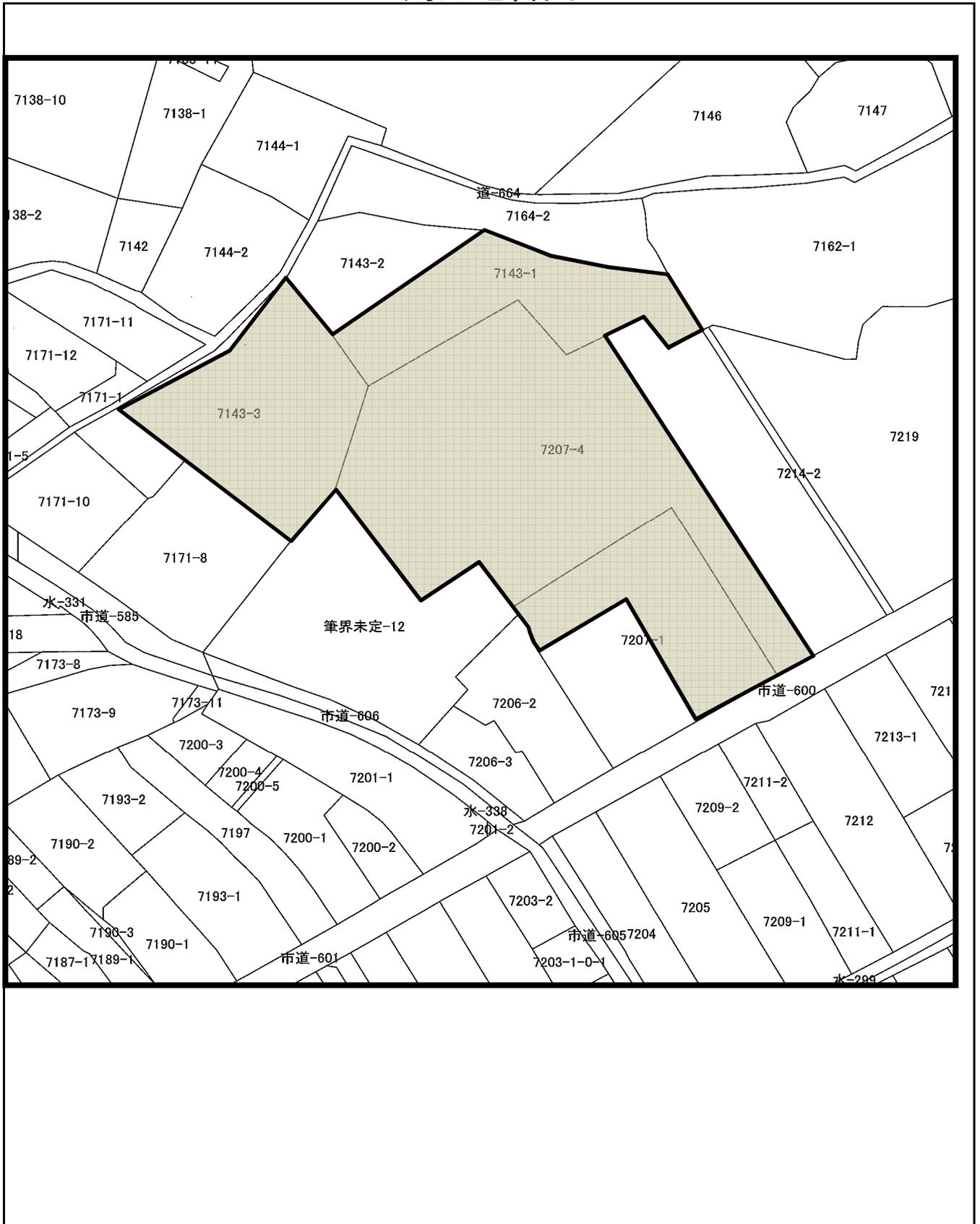
甲 佐賀県武雄市武雄町大字昭和1番地1
武雄市
武雄市長

乙

物件調書

物件番号		物件名称	田代酒造跡地		
区分	土地	所在地	武雄市武雄町大字武雄7207番1 外3筆		
面積(m ²)	公簿	3,409.97	地目	公簿	宅地・雑種地
	実測	3,409.97		現況	宅地・雑種地
所有権	武雄市		地上権等の設定		なし
利用状況	平成14年及び17年に取得後は主に駐車場敷地として利用。宅地部分は平成25年に建屋解体している。			現況	更地
接道状況	南側幅員約5m舗装市道に接面する。				
法令等による制限	都市計画法による制限		区域区分	都市計画区域内	
	建築基準法による制限		用途地域	第1種住居地域	
			建ぺい率	60%	
			容積率	200%	
			防火指定	第22条区域(防火指定無し、準防火指定無し)	
その他の制限		指定なし			
市道に関する負担金等に関する事項				なし	
供給処理の状況			配管の状況	事業所名	
			電気	引き込み可	九州電力武雄営業所
			都市ガス	なし	
			上水道	引き込み可	武雄市水道部水道課
			下水道	なし	
交通機関(道路距離)	鉄道	JR武雄温泉駅まで 約1.0km			
公共施設(道路距離)	役所	武雄市役所まで 約0.5km			
	小学校	武雄市立御船が丘小学校まで 約1.6km			
	中学校	武雄市立武雄中学校まで 約1.5km			
備考					
<ul style="list-style-type: none"> ・戸別浄化槽事業区域:個人設置(設置時の補助金あり。) ・現況での引渡しとなります。 					

周辺地番図



※縮小しておりますので、現状の目安にしてください。

土地購入予定者選定基準

1 対象土地

所 在	地目	面積
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 1	宅地	4 7 7 . 9 7 m ²
武雄市武雄町大字武雄字柄崎 7207 番 4	雑種地	1 6 8 6 m ²
武雄市武雄町大字武雄字北ノ浦 7143 番 1	雑種地	7 0 1 m ²
武雄市武雄町大字武雄字北ノ浦 7143 番 3	雑種地	5 4 5 m ²
	計	3,409.97 m ²

2 売却金額：50,467,000円

3 選定基準の位置付け

本選定基準は、武雄市（以下「市」という。）が対象土地を売却処分するにあたり最も優れた提案者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、本件の募集要項等と一体のものとしてします。

4 選定方法

土地購入予定者を選定するにあたっては、対象土地の開発に関する提案内容や近隣地域への配慮内容をはじめとする土地利用計画、事業計画の内容を総合的に評価します。

5 選定委員会の設置

提案内容等の審査に関しては、市が設置する選定委員会において、提案者からの事業計画等について評価を行い、市はその結果を踏まえて、土地の購入予定者と決定します。

6 具体的な評価方法及び評価点の計算方法

(1) 基礎審査及び評価点

次に示す内容をすべて満たしていること。満たさない場合は失格となります。

- ・参加資格を有していること
- ・土地利用条件等をすべて満たす計画であること。
- ・その他、本募集要項に記載しているすべての条件を満たしていること。
- ・選定委員会における評価得点が100点満点のうち60点以上であること

(2) 審査内容

以下に示す項目により、選定委員会により評価（点数）採点します。

『審査内容項目』

No.		審査項目	主な審査基準
1	土地活用 計画	土地活用の概要① ・定住促進となる用途	活用の方法が定住促進につながる用途であるかを審査します。
		土地活用の概要② ・地域環境を考慮した用途	旧長崎街道沿いである周辺地域環境へ配慮がされているか、また活用後の周辺地域への好影響の程度を審査します。
		計画の具体性	活用計画が具体的かつ明確であるかを審査します。
		実施スケジュール	実施スケジュールが適切であるかを審査します。
	資金計画及び事業実績	資金計画や事業実績等	適切な資金計画や事業実績により確実に土地活用が図られるかを審査します。
2	施設の配置・周辺地域への配慮	構造、設備、施工方法等の概要 ・配置図 ・外観イメージ図 (以下は、可能な範囲で提出) ・平面図 ・立面図 ・断面図	「武雄市景観条例」等に基づいた景観、デザイン計画となっているか、周辺既存宅地の環境へ十分な配慮がなされているかを審査します。
3	総合的観点	提案の企画力、独自性及び計画の全体バランス	企画力、独自性が認められるか、計画の全体バランスが取れているかを審査します。